

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成19年 2月21日作成)

法令名	北海道立地域食品加工技術センター条例	
根拠条項	第8条第1項	
許認可等の種類	利用の承認	
法令の定め	北海道立地域食品加工技術センター条例第8条第1項 技術センター施設等を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。	
審査基準	別紙のとおり。	
標準処理期間	総期間	1日・月(注:休日は含まない。)
	経由機関	-日・月()
	協議機関	-日・月()
	処分機関	-日・月()
処分担当課	北海道立林-つ圏地域食品加工技術センター	(電話番号:0157-36-0680)
申請先等	北海道立林-つ圏地域食品加工技術センター	(電話番号:0157-36-0680)
備考		

(別紙)

北海道立地域食品加工技術センターの使用の承認に係る審査基準及び
申請に対し承認するまでに通常要すべき標準的な期間(標準処理期間)

審査基準	標準処理期間
1 利用承認申請書が、北海道立地域食品加工技術センター(以下「技術センター」という。)が開館している日及び時間内に提出されたかどうか。	原則として利用承認申請書が提出された日
2 使用しようとする日、時間及び機器・会議室等について利用の妨げとなる次のような事由(利用障害事由)がないかどうか。 (1) 当該利用機器・会議室等が技術センター事業等(研究開発業務等)に利用されている場合。 (2) 当該利用機器・会議室等が、他の申請者等に利用承認されている場合。 (3) 技術センターの施設の改修工事等のため、一般の利用に供することが困難な場合。	原則として利用承認申請書が提出された日
3 技術センター条例第9条により利用を不承認とすべき次に列挙する事由(利用不承認の事由)等がないか。 (1) 利用の目的が技術センターの設置の目的に反するとき。 (2) 技術センターの秩序を乱すおそれがあると認められるとき。 (3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。 (4) その他技術センターの管理運営上支障があると認められるとき。	過去に利用の不承認の実績がなく、技術センター条例第9条に列挙されている事由がある場合は、北海道と協議の上、指定管理者が速やかに判断し、処理する。(標準処理期間は設定しない。) 技術センター条例第6条に定める開館時間を超える利用承認申請及び技術センター条例第7条に定める休刊日に開館時間の利用申請があった場合は、北海道知事の承認を得て処理するものとする。(標準処理期間は設定しない。)

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成19年 2月21日作成)

法令名	北海道立地域食品加工技術センター条例
根拠条項	第12条第6項
許認可等の種類	利用料金の減免
法令の定め	北海道立地域食品加工技術センター条例第12条第6項 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
審査基準	設定しない。 ・利用料金の減免申請があった場合には北海道と協議する。 (参考) 北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則第5条 条例第12条第6項の規則で定める基準は、知事が特別な理由があると認める場合に、利用料金を減免することができることとする。
標準処理期間	総期間 - 日・月(注: 休日は含まない。) 経由機関 - 日・月() 協議機関 - 日・月() 処分機関 - 日・月()
処分担当課	北海道立林-つ圏地域食品加工技術センター (電話番号: 0157-36-0680)
申請先等	北海道立林-つ圏地域食品加工技術センター (電話番号: 0157-36-0680)
備考	